

杉並区松ノ木運動場外5施設の指定管理者募集要項に関する質問への回答

令和8年2月16日までに受け付けた質問への回答は以下のとおりです。

No.	項目		質問事項	回答
1	募集要項	8p 5 施設の開場時間等 (2)休場日	下高井戸おおぞら公園駐車場について、年末年始期間においても休場(終日閉鎖)や営業時間の変更はなく、通常どおり利用可能との理解でよろしいでしょうか。	年末年始の運営については、休場や営業時間の変更は予定しておらず、通常どおり利用可能です。
2	募集要項	15p 7 業務に関する遵守事項 (6)公契約条例の適用	公契約条例における令和8年度の労働報酬下限額をご教示ください。	現時点で正式に決定していませんが、募集説明会資料に補足説明を記載していますので、ご確認ください。
3	募集要項	29p 12 選定及び審査に関する事項 (1)選定 の手順	第二次審査の出席人数、プレゼンテーションおよびヒアリングの時間をそれぞれご教示ください。またプロジェクターやスクリーン等の使用も可能かご教示ください。	今後の選定委員会において検討・決定する事項のため、詳細は第一次審査の通過者にお知らせします。
4	募集要項	29p 12 選定及び審査に関する事項 (2)主な 評価基準	評価項目の「区内事業者<加点>」について、共同事業者で応募する場合、加点対象となるのは、区内事業者が共同事業者の構成団体(代表または構成員)として参画している場合に限る、との理解でよろしいでしょうか。併せて、協力会社・再委託先等として区内事業者を活用する場合も加点対象となるか、ご教示ください。	評価及び配点の詳細に関しては、お答えすることができません。
5	別紙1 業務の基準	1p I 施設の提供 1 運営に関する業務	(1)管理体制② 受付・案内業務従事者を、受付窓口时常時1名以上配置とありますが、責任者が受付・案内業務従事者を兼務することも可能でしょうか。	責任者が受付・案内業務従事者を兼務することは可能です。ただし、受付窓口时常時1名以上を配置するという基準が確実に満たされること、また業務運営に支障が生じないよう、責任者としての役割と受付・案内業務の両立が図られる体制とすることを求めます。
6	別紙1 業務の基準	1p I 施設の提供 1 運営に関する業務	(1)管理体制④ おおぞら公園駐車場の運営について「有人管理」とありますが、区としては警備員の配置(警備業法上の警備員を想定)を求めている理解でよろしいでしょうか。それとも、駐車場係員等による案内・精算補助・巡回対応などの有人対応を指すもので、配置者の職種(警備員/係員)は提案事項でしょうか。	本件の「有人管理」とは、車両や利用者の安全確保を含む案内業務を指すものであり、警備業法上の警備員の配置は必須ではありません。案内・精算補助・巡回などを行う駐車場係員による対応で問題ありません。また、常時の常駐を求めものではなく、必要なときに対応できる有人体制を確保することを求めています。
7	別紙1 業務の基準	4p I 施設の提供 1 運営に関する業務	(11)トレーニングルーム管理及び指導業務 トレーニング室の人員配置に関して、常駐人数の明記がございませんが、指定管理者の提案との認識でよろしいでしょうか。	主任指導員と準指導員を配置し、トレーニングルームを適切に管理運営することを求めているもので、トレーニングルームの開場中はいずれか1名の配置が必要となります。
8	別紙1 業務の基準	6p I 施設の提供 2 維持管理業務	下高井戸おおぞら公園(パークステーションⅠ・Ⅱ)の維持管理業務に関する直近の点検報告書及び実施報告書をご開示ください。特に受変電設備点検報告書をご開示して頂きたい。	パークステーションⅠについては、別紙1の各設備点検結果報告書のとおりです。パークステーションⅡについては、新たに開設する施設のため、点検報告書等はありません。
9	別紙1 業務の基準	6p I 施設の提供 2 維持管理業務	下高井戸おおぞら公園(パークステーションⅠ・Ⅱ)の維持管理業務年間作業予定表をご教示ください。	パークステーションⅠについては、別紙2「公園管理棟維持管理業務作業予定表」ととおりです。パークステーションⅡについては、新たに開設する施設のため、年間作業予定表はありません。杉並区の特記仕様書を基に、法令その他に適応した内容で、事業者の判断により計画してください。
10	別紙1 業務の基準	7p I 施設の提供 2 維持管理業務	各施設の今後の機器修繕及び機器更新等がわかる修繕計画書がありましたらご教示ください。	区では予算等に基づき、年度単位で計画を作成するため、現時点でお示しできるものはありません。

11	別紙1 業務の基準	10p	II 事業の提供 1 スポーツ振興事業	(6)ユニバーサルタイムの実施 現事業を継続・拡大するため、現在、区が連携されている団体やボランティアをご紹介いただくことは可能でしょうか。また、現在、謝金等の支払いが発生している業務等ございましたら、業務名及び単価をご教示ください。	指定管理者として決定後、実施に向けた具体的な準備を進める際に、可能な限り情報提供、連携していきたいと考えていますので、提案段階において、関係団体への個別の内諾等は不要です。なお、理学療法士、看護師等の人材確保及び謝礼金等支払いについては、本指定管理期間においても、区が引き続き行います。
12	別紙2 下高井戸おおぞら公園の管理運営及び維持管理業務手順書	1p	1. 施設概要 (2)公園施設	防犯カメラについて以下ご教示ください。 ①B基設置とありますが、防犯カメラの設置場所をご教示ください。 ②当該カメラ映像について、パークステーション(IまたはII)にてモニター等でリアルタイムに確認可能でしょうか。また、録画機能の有無(録画期間の想定があれば併せて)をご教示ください。 ③有料駐車場及び多目的スポーツコートに防犯カメラの設置予定はございますでしょうか。 ④Cに防犯カメラを設置する場合、パークステーション(IまたはII)にてモニター等でリアルタイムに映像確認可能でしょうか。	①別紙3「第二期整備工事 電気設備平面図」のとおりです。 ②リアルタイムでの確認はできません。録画機能はあります。 ③スポーツコート管理棟(パークステーションII)の外壁に2基設置予定です。 ④公園の3基のカメラと同様に、リアルタイムでの確認はできない仕様となる予定です。
13	別紙2 下高井戸おおぞら公園の管理運営及び維持管理業務手順書	1p	1. 施設概要 (2)公園施設	新設される下高井戸おおぞら公園駐車場の「出入口ゲート式 発券機・精算機」について、専門技術者による点検回数をお示しください。	定期点検回数:年4回(令和8年10月～令和9年3月:2回) 対象機器【入口発券機×1台、出口精算機×1台、カーゲート×1台、アームキャッチャー×1台、入口表示灯×1台、出庫注意灯×1台】
14	別紙2 下高井戸おおぞら公園の管理運営及び維持管理業務手順書	4p	4. 公園の維持管理	区が行う令和8年4月～9月までの下高井戸おおぞら公園西側における、「設備の定期点検」、「除草・草刈・芝刈」、「樹木の手入れ」の実施項目及び回数をご教示ください。	遊具:1回、腐食、緩みなど専門技術者による点検 電気保守:月1回 水景施設:月2回清掃(6～9月) 除草:人力2回、低木の下、中高木根際、舗装の隙間 草刈:人力2回、鎌や草刈り機で地際から刈り取り 芝刈:8回(6～8月は月2回)手押し機械 樹木の手入れ:6日間、中高木の剪定、低木1回以上
15	別紙4 応募書類一覧	1p		「7 財務諸表」および「8 納税証明書」につきまして、直近3事業年度分の提出が求められておりますが、当社は1月末決算のため、直近年度分(令和7年度)の確定が提出期限までに間に合いません。つきましては、令和4年度、令和5年度および令和6年度分を提出することで差し支えないでしょうか。	お見込みのと通りの対応で問題ありません。
16	別紙4 応募書類一覧	1p		「9 就業規則」につきまして、労働基準法関連の主要部分とは、具体的にどの項目を指しているのかご教示いただけますでしょうか。また、正社員、契約社員、アルバイトで就業規則を分けて定めている場合、労働基準法関連の主要部分の記載があれば、正社員就業規則のみの提出で差し支えないか、併せてご確認をお願いいたします。	労働基準法関連の主要部分とは、労働基準法第89条の各号に定める事項を想定しています。これ以外の事項については、分量が多い場合、評価に使用する書類であることを留意いただいた上で、適宜省略することが可能です。また、正社員、契約社員、アルバイトで就業規則を分けて定めている場合は、正社員、契約社員、アルバイトそれぞれの就業規則を提出してください。
17	別紙4 応募書類一覧	1p		「11 労働者名簿(直近1年分)」につきまして、本名簿の具体的な必要項目をご教示ください。また、個人情報についてはマスキングした状態での提出という認識でよろしいでしょうか。	労働基準法に定められた労働者名簿をご提出ください。このため、区から必要項目を指定する性質の書類ではありません。募集要項の別紙4「応募書類一覧」に記載のとおり、住所氏名をマスキングし、有期雇用、無期雇用の職員について各1名分を提出してください。
18	別紙4 応募書類一覧	1p		「15 直近3期分の人員表」につきまして、1月末が期末のため、期末分の人員表の作成が間に合わない可能性がございます。その際は、作成可能な直近の人員表の提出でもよろしいでしょうか。	お見込みのと通りの対応で問題ありません。
19	別紙4 応募書類一覧	2p		様式5「企画提案書」2-8収支計画表及び企画提案書の概要版 「16 企画提案書」に記載の「A4片面換算50ページ以内」について、本ページ数には、別途提出する「2-8 収支計画書見本を参考に作成した収支計画書」および「企画提案書の概要版」は含めない(=企画提案書本体のみを50ページ以内とする)との認識で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。

20	別紙5 応募書類作成要領	3p	3 応募書類の提出方法	「(4)書類はフラットファイルに～」との記載がありますが、リングファイルでの提出は可能でしょうか。	リングファイルでも問題ありません。
21	別紙5 応募書類作成要領	3p	3 応募書類の提出方法	提出部数が書類ごとに異なっておりますが、下記の部数にてファイルを作成・提出することで差し支えないでしょうか。また、正本・副本の表記は不要との認識でよろしいでしょうか。 ・応募書類1～19 1部 ・応募書類4、6～19 1部 ・応募書類6、16～19 10部	お見込みのとおりに対応させていただきます。
22	その他		下高井戸おおぞら公園	下高井戸おおぞら公園駐車場におけるこれまでの駐車台数実績(月別)を過去5年分ご教示ください。	令和8年10月から稼働開始となるため、過去の実績はありません。
23	その他		下高井戸おおぞら公園	下高井戸おおぞら公園にて実施された催事(イベント)について、実績(催事名、実施日、主催者、来場者数等)を過去5年分ご教示ください。	別紙4「過去5年間のイベント一覧」のとおりです。ただし、来場者数については、占用申請時の予定数となっております。
24	その他		下高井戸おおぞら公園スポーツコート	スポーツコート管理棟(パークステーションⅡ)の機械警備設備については、区により設置予定との理解でよろしいでしょうか。その場合、設置を予定する警備会社もご教示ください。	機械警備設備は区で設置します。 警備会社は「セコム株式会社」(公園管理棟と同じ)を予定しています。
25	その他		下高井戸おおぞら公園等	現下高井戸おおぞら公園(全域・パークステーションⅠ)に設置されている区備品および、新設される多目的スポーツコート及びパークステーションⅡに設置予定の区備品についてご教示ください。	公園管理棟(パークステーションⅠ)については、別紙5「パークステーションⅠ備品等一覧」のとおりです。 また、スポーツコート及びパークステーションⅡについては、別紙6「下高井戸おおぞら公園スポーツコート管理棟購入予定物品一覧」のとおりです。この一覧は令和8年2月25日現在の予定であり、今後、予算等の状況により、変更になる場合がありますので、予めご了承ください。
26	その他		下高井戸おおぞら公園等	下高井戸おおぞら公園多目的スポーツコート及びパークステーションⅡ、有料駐車場について、区が想定される年間の利用者数および収入額、支出額(経費額)を各科目(人件費・光熱水費・維持管理費等)別にご教示ください。	ご質問のいずれの施設においても、区では想定利用者数を定めていないため、ご提案いただけますようお願いいたします。経費等についても、施設規模や他施設の実績等を参考に、ご提案いただく内容となっております。
27	その他		下高井戸おおぞら公園等	新設される下高井戸おおぞら公園スポーツコート及びパークステーションⅡ、有料駐車場について、指定管理者が提案した収支計画に対し、利用料金収入の未達や、公募資料のみでは費用の見込み(積算)が困難な支出の発生等により運営収支が赤字となった場合、区による赤字補填や指定管理料(協定金)の追加支払いはございますでしょうか。	募集要項17～18ページに記載のリスク分担に基づき対応します。そのため、例えば、区の政策により管理運営内容が変更になった場合等は区の負担となりますが、単に「指定管理者が提案した収支計画に対し、利用料金収入の未達」という事実だけでは、赤字補填や指定管理料の追加支出は行いません。
28	その他		下高井戸おおぞら公園等	下高井戸おおぞら公園(パークステーションⅠ・Ⅱ)の防災設備図面及び機器プロット図をご開示ください。	パークステーションⅠについては、別紙7「火災報知設備平面図」のとおりです。 パークステーションⅡについては、別紙8「放送・誘導支援・非常警報設備図面」のとおりです。なお、パークステーションⅡは設計図面のため、製品は相当品としている旨ご注意ください。
29	その他		下高井戸おおぞら公園等	下高井戸おおぞら公園のパークステーションⅠにあるAEDは、備品として指定管理者が引き継ぐのでしょうか。もしくは、新設されるパークステーションⅡ含めて、指定管理者が準備し、設置しますでしょうか。	区(杉並保健所健康推進課)が設置しているものであり、指定管理移行後も継続します。 新設されるパークステーションⅡについても、区が1台設置する予定です。